

強度行動障がい児者集中的支援モデル事業実施要綱

(令和 7 年 6 月 11 日付け 7 障第 294 号)

(目的)

第 1 この実施要綱（以下「要綱」という。）は、長野県健康福祉部（以下「県」という。）と一般社団法人長野県知的障がい福祉協会（以下「協会」という。）が締結した「強度行動障がい児者集中的支援モデル事業に係る連携協定書」（以下「協定」という。）第 2 条第 2 項の規定により、事業実施に係る具体的な取組内容及び実施方法を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障がい者を有する児者 障がい児にあつては、強度行動障害判定表 20 点以上である児、障がい者にあつては、行動関連項目 10 点以上である者をいう。
- (2) 広域的支援人材 県が本要綱第 7 の定めにより登録した者
- (3) 事業所等 県、長野市又は松本市が指定する指定障害福祉サービス事業所等であり、対象サービスは療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設とする。
- (4) 支給決定自治体 本事業の対象児者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 5 又は同法第 24 条の 2、3 に基づく支給の決定を行っている自治体とする。

(実施主体)

第 3 本事業の利用調整は県が行うものとし、広域的支援人材の派遣の調整、経費の請求業務については協会が行うものとする。

(対象者)

第 4 本事業の対象者は、事業所等において対象サービスを利用する強度行動障がい者を有する児者であり、かつ、状態が悪化したことにより事業所等において現状の障害福祉サービス等の利用や日常生活を維持することが難しくなると支給決定自治体が認めた者とする。

(実施方針)

- 第 5 広域的支援人材は、対象者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、集中的支援を実施する事業所等（以下「実施事業所等」という。）の従業者、当該対象者の保護者等に適切な助言等を行うものとする。
- 2 集中的支援に当たっては、地域との結びつきを重視し、対象者の支給決定自治体、他の指定障害福祉サービス事業者、保健医療サービスを提供する者等との密接な連携に努めることとする。
 - 3 広域的支援人材は、前 2 項に定めるもののほか、関係法令等を遵守し、集中的支援を実施するものとする。
 - 4 事業所に派遣する広域的支援人材は、支援する方法、状況等に応じて決定するものとし、初回の訪問調査時等、複数の広域的支援人材がチームを編成して集中的支援を実施する場合がある。

(集中的支援の実施、利用に当たっての留意事項)

第 6 集中的支援の実施、利用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広域的支援人材、実施事業所等、支給決定自治体等の関係機関及び当該利用者の家族が一体となって緊密に連携して対応すること。
- (2) 主たる支援実践者は、実施事業所等の従業者であること。
- (3) 強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）において推奨する標準的支援を行うこと。

- (4) 支援を受けるチームに係わらない実施事業所等の管理者及び従業者、実施事業所の設置法人責任者が、コンサルテーション（助言援助等）を受けることにつき理解し、協力すること。
- (5) 実施事業所等の管理者は、従業者の資質の向上のために広域的支援人材等による研修機会を設けるとともに、支援提供体制の整備、支援状況の検証を行うこと。

（広域的支援人材の登録基準）

第7 県は次に掲げる各号に該当し、広域的支援人材として適任と認められる者を広域的支援人材登録名簿（様式1）に登録する。

- (1) 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者
 - (2) 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
 - (3) その他強度行動障がいをも有する児者への支援に知見をも有すると県が認める者
- 2 前項第2号及び第3号については、都道府県が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了し、かつ国が推奨する「標準的支援」を熟知し、実践ができる者で、次の各号に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。
- (1) 地域生活支援拠点等におけるコーディネーター、相談支援専門員、サービス管理責任者のいずれかの経験年数が3年以上あること
 - (2) 都道府県が主催する強度行動障害支援者養成研修において講師等の経験があるもの
 - (3) のぞみの園が開催する中核的人材養成研修を修了していること

（申請方法等）

第8 当該事業の申請手続は以下のとおりとする。

- (1) 事業所等は、様式2により支給決定自治体に申請を行う。
- (2) 申請を受けた支給決定自治体は、集中的支援の必要性が認められると判断した場合には、様式2の下段に必要事項を記載の上、県障がい者支援課長あて集中的支援の実施を依頼する。
- (3) 県は、前号の依頼に基づき、対象者及び広域的支援人材の状況等を考慮するほか、広域的支援人材の派遣が適当と判断した場合には、様式3により集中的支援の実施要請を行う。その際、支給決定自治体及び申請を行った事業所等に対して、対象者の状況等の確認を行うことがある。

（実施事業所等が負担する費用）

第9 実施事業所等は、本要綱の規定による集中的支援を受けたときは、別途定めるところにより、広域的支援人材に報酬及び交通費を支払うものとする。

（報告等）

第10 広域的支援人材は、実施事業所等との協議を踏まえ集中的支援実施計画（様式4）を作成し、支給決定自治体及び県障がい者支援課長あてに提出する。

- 2 集中的支援を実施する中で実施計画を変更する必要が発生した場合は、関係者との協議の上、集中的支援実施計画書を変更することができる。変更した場合の取扱いは前項と同様とする。
- 3 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づきコンサルテーション（助言援助等）を行い、集中的支援の終了後、集中的支援実報告書（様式5）を作成し、支給決定自治体及び県障がい者支援課長あてに提出する。

（秘密の保持）

第11 広域的支援人材は、事業の実施に当たり、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本業務から離れた後においても適用する。

（個人情報の共有）

第12 本事業を実施するにあたり、強度行動障がいをも有する児者の個人情報等（アセスメントシー

トや事業所内動画等)を共有する必要がある場合は、実施事業所等が強度行動障がいをもつ児者及び保護者等の承諾を得ることとする。

(その他)

第13 事業実施に際しては、この要綱の定めのほか、「状態の悪化した強度行動障害をもつ児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」(令和6年3月19日付け こ支障第75号、障障発0319第1号)によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。